

## 第4回長野県環境審議会廃棄物専門委員会 議事録

1 日 時 令和2年10月30日(金) 午後1時30分～3時30分

2 場 所 長野県庁 議会棟第2特別会議室

3 出席者

委 員 磯貝勇悟委員、大島朋子委員、窪田由美委員、高木直樹委員、中村幸宏委員、宮澤俊昭委員、美谷島越子委員

環境部 参事兼資源循環推進課長 伊東和徳、廃棄物対策幹兼課長補佐 若林正展、企画幹 宮野尾修三、廃棄物監視幹 畔上広幸、課長補佐兼資源化推進係長 久保田康子、課長補佐兼廃棄物政策係長 桜井哲郎、課長補佐兼廃棄物審査係長 伊藤一茂、主任廃棄物監視員 竹田雄一

4 議事録（要旨）

（司会：若林廃棄物対策幹）

ただいまから、第4回長野県環境審議会廃棄物専門委員会を開会します。本日の司会を務めさせていただきます資源循環推進課廃棄物対策幹の若林と申します。よろしくをお願いします。

本日ですが、浅利委員、六川委員は所用により御欠席となります。

本日の専門委員会は、委員総数9名のうち、出席委員は7名で、過半数の出席を得ていますので、「長野県環境審議会廃棄物専門委員会設置要綱」第4の第2項の規定により会議が成立していることを御報告します。

それでは、これより高木委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。高木委員長よろしくをお願いします。

（高木委員長）

それでは、ただいまから審議に入ります。今日の議事進行ですけれども、お手元の次第にあるように（1）長野県脱炭素社会づくり条例、いわゆるゼロカーボン条例について説明をいただいたあと、（2）第3回廃棄物専門委員会における委員発言項目等、（4）長野県廃棄物処理計画第5期素案中間報告案まで説明をいただきます。そのあと、御意見、御質問を受け付けたいと思います。

一応今日で素案を作り、これがパブリックコメントなどに載ってくることとなります。もちろんまだ修正はききますけれども、今日で一旦まとめるということを御理解いただいて、何か気になる点等あれば御遠慮なく御発言をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局：桜井課長補佐から資料説明)

資料1 長野県脱炭素社会づくり条例（通称：ゼロカーボン条例）について

(高木委員長)

今説明ありましたが、御質問等あれば。特に Renewable から条例第9条のリプレイスに置き換えるということが出てきていますが、何かありますか。

(磯貝委員)

条例に関して、既に施行されていますので、一委員の意見として申し上げたいと思います。第10条の「産業イノベーションの創出の促進」なのですが、私ども団体の使命としては、イノベーションを創出することによって何が生まれるかという、やはり雇用を生み出さなければいけない、実は雇用について文言として触れてほしかったというところがございます。

それともう一つ、第16条の財政上の措置なのですが、コロナ禍もあって県の財政のやりくりも大変な中で、財政上の措置がどの程度講じられるかがこれから非常に問題になってくるというところがございます、強く言い切って大丈夫なのかというところも実は懸念するところもございます。その辺りお考えをお聞かせいただければ。

(伊東参事兼課長)

今、2点御指摘いただきました。先ほど説明の中にありました、議員提案条例ということで、議会で様々な検討がなされ、条例の素案についてはパブリックコメントを実施して成案に至ったとお聞きしています。磯貝委員おっしゃられるように特に雇用の創出は非常に大事な話だと思っています。産業イノベーションの創出につきましては、今後産業労働部中心に具体的な施策の取組を進めていくというふうに認識しています。貴重な御意見をいただきましたので、私どもから担当部局の方にしっかり伝えていきたいと思えます。

もう一つは財政上の措置に御心配いただいて大変ありがたいと思っています。やはりここも議会としては2050年ゼロカーボンに向けて県に対してしっかりと財政上の措置をとりなさいということかと思えます。現在、この条例を受けて来年度の当初予算に向けて予算編成作業がスタートしまして、この条例に基づいた財政上の措置をどのようにやっていくのか担当部局で色々と検討をして、議会にお諮りして承認を得ていくというような手続きになると思えますが、私どもとしましては、この条例ができる以前から、特にプラスチックごみの削減につきましては、信州プラスチックスマート運動を立ち上げ、展開をしていますので、そうした運動の着実な推進という視点から

しっかりと予算要求をしていきたいと考えています。また、委員の皆様にもそれぞれの立場で御協力を賜ればありがたいと考えています。

**(磯貝委員)**

ありがとうございました。

**(高木委員長)**

他に、何かございますか。

**(中村委員)**

はい、条例が施行されたということで、昨年から議員の皆さんに深慮していただいて、私どもも懇談会等の席で色々意見等も示させていただいたのですが、内容については色々網羅されていまして、ちょうど総理が温室効果ガスを2050年ゼロと宣言し、県でも条例としてこれから本格的に取り組むということで、大変タイミング的にもいいのかなど。条例というと、理念条例のような形で作っただけでその条例が形骸化するということが発生しやすいと思うのですが、この条例については我々の生活の上でも大変必要と思いますので、我々も事業者として責務は果たしていかなければいけないと思っていますし、県では先ほど伊東課長が言われたようにプラスチックのような運動であったり、すでに活動されていますが今後更に考えていただいて、この条例が本当の意味で県民にとって必要なものになるように、進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**(高木委員長)**

他には何か。よろしいですか。

では、(2)第3回廃棄物専門委員会における委員発言項目等、(4)長野県廃棄物処理計画(第5期)素案(中間報告案)まで、一括して御説明をお願いします。

**(事務局：桜井課長補佐から資料説明)**

資料2：第3回廃棄物専門委員会における委員発言項目等

資料3：県内市町村の処理困難物等の処理状況

資料4：長野県廃棄物処理計画(第5期)素案(中間報告案)

**(高木委員長)**

はい、今説明がありましたが、全部含めて何か御意見等あれば。

**(磯貝委員)**

資料2の2ページ、最後のところに「教育」と「学習」と二つ出てくるのですが、この解釈というのはどう捉えればいいのか。学習は自立的なもの、教育はどちらかという先生がいて一方的に指導されるイメージと捉えていいのか、その辺りどう解釈しているのか。さらに、114ページのDBO方式、DB+0方式等の箇所。PFIに関する取組は、昔から公設公営方式が日本の伝統的なやり方だったのですが、イギリスがPFI手法を始めたことによって、その効果が評価され、日本も導入してきたという歴史の中で、そのPFI手法の導入の今後について県の考え方をお伺いしたい。

**(桜井課長補佐)**

まず、教育と学習ということについてお尋ねがございました。一般的に言われていることで申し上げれば、教育というのは先生と生徒がいて教えるといったところが主になってくると思います。対して学習というのは自ら学ぶといったニュアンスが強いのかなという認識です。今回は環境教育という言葉を使っており、環境政策で行っているものについても環境教育、環境学習両方使っているのですが、こういったところの場面では先ほどの条例でも教育という言葉が使われていたとおおり、県全般でも、教育といった表現が使われていることなどを鑑みまして、今回この教育という表現のまま置かせていただいたものです。

御指摘のDBOですが、110ページのところにPFI等の手法も含めた民間活力の活用ということで書かせていただいておりますが、国の方針で、PFI等の手法も含めてという形で書いていて、これを参考にしています。現在、長野県においては、114ページの表のとおり、BDOで取組をされているところがより多いのかなと思っています。県でどちらが適切かという形で進めるのではなく、一般廃棄物の処理は市町村に処理責任がありますので、市町村でより効率的な方策をとっていただくのかと。例えば県内自治体においても公設公営、DBO、DB+0と方策を選び、最終的に最も自分たちの自治体において効率的であるDBOを選択されたという経過があったとお聞きをしていますので、そのところは市町村の取組が進むように県としては支援を行っていきたいと考えています。以上でございます。

**(磯貝委員)**

ありがとうございました。

**(高木委員長)**

PFI、DBOなどは誰が作って誰が運営するという話ですね。専門家ならわかるのですが、言葉のところに何か、例えばPFIだったら、民間民営、そのような意味が分かる言葉を付けていただいた方がいいのかもしれない。

**(伊東参事兼課長)**

委員長さん御指摘のとおり、今の部分に限らず今回の資料4-3を作るに当たって、用語の解説を脚注という形でそれぞれページの下に記載させていただいていますが、まさにPFI等漏れがあります。もう一度全体を見直して、私どもPFI等一般に馴染みがない言葉に慣れているので、他に専門用語で自分たちは分かっている、県民からするとわかりづらいものがあるかと思っておりますので、そこはしっかり見直しをして極力脚注で用語の解説を行っていくように工夫したいと思います。

**(高木委員長)**

ここにいらっしゃる皆さん、専門分野の方が多いので当たり前になっているので、御家族などに読んでいただければいいのかもしれませんが。他に何かございますでしょうか。

**(伊東参事兼課長)**

先ほど御説明した中、太陽光パネルの適正処理の関係について今回追加で記載させていただきました。桜井から御説明したとおりですが、背景を申し上げますと、太陽光パネルは長野県が非常に再生可能エネルギーの推進ということを前面に押し出して施策をやっていますし、今回の2050年のゼロカーボンの話を受けて再生可能エネルギーの推進等をやっているのですが、一方で、推進しながらいずれくるであろう太陽光パネルの大量廃棄時代、2040年問題と言われていますが、間違いなくやってくるだろうと。実は今日も委員で長野県資源環境保全協会の中村会長が御出席されていますが、協会も2年も3年も前から問題意識を非常に持っていまして、私どもの意見交換会でも常にこの話を出していただいています。そうした中で私どもの姿勢としましても、こういった業界の皆様方としっかりと勉強をして、県内の事業者に知識や技術がしっかりと根付くような取組をしていく必要があるだろうというようなことで、共通の認識を持たせていただいています。そのようなことから、中村委員さんには事前の御了解を得なかったのですが、長野県資源循環保全協会と連携というような文言を入れさせていただきながら、やはり推進するのと同時に、これは私どもがディスカッションしているときによく聞く言葉なのですが、推進者責任ということで、そういった太陽光発電の廃棄物の適正処理というのをやっていく責任があるのだろうというようなこともあったり、今回の9月定例県議会でも一般質問の中でこういった太陽光パネルの適正処理について質問もいただいたりして、そこの部分が抜け落ちていたなというようなことで、今回書き込みをさせていただいたということでございます。少し長くなりましたが補足させていただきます。

**(中村委員)**

太陽光発電の廃棄問題というのは、私どもも2、3年前から県の皆さんと色々とお話をさせていただいて、これは一刻も早く取り組んでいかないと、いざその時に大問題になるということで、今回こういう形で加えていただいたのは本当にありがたいことですし、我々もコロナ禍の中、協力できることはやっていきたいと思えます。

**(磯貝委員)**

当初、太陽光パネルは国策として日本の大手の電機メーカーが製造していたところが、そのうちどんどんなし崩し的に中国から安い製品が大量に輸入されてきています。リサイクルの負担はどのようなになるのですか。

**(伊東参事兼課長)**

はい、これは廃棄物の処理ということになりますので、法律に基づいてやっていくと、事業用で設置された太陽光パネルは当然そうなのですが、例えば家庭で屋根に載せたようなソーラーパネルも個人が撤去をして処理をするとなると一般廃棄物ですが、おそらく大体専門の業者に撤去を依頼するという形になり、これは産業廃棄物の扱いになります。そうしますと産業廃棄物というのは排出者責任ということで、廃棄物事業者において行うことになりますので、例えば設置していた人が専門の業者に頼むと処理料を設置者が業者に払ってそのお金で処理事業者が処理をするという形になります。

**(磯貝委員)**

わかりました。

**(高木委員長)**

それを普通の不燃物の日に出さないようにしないといけない。

**(伊東参事兼課長)**

そうですね。もう一つは先ほど申しました、もし、個人が取り外して出すとなるとこれは一般廃棄物になりますので、これは処理責任が市町村ということになります。ですが、おそらく市町村でも今後のごみの出し方のルールということで、こういった物とか有害物質の含まれている物は、例えば専門の方に処理してくださいとか、そういう形になってくるのではないかと考えています。いずれにしても最終的には専門に処理する事業者のところ、まずはリサイクルを優先しつつ、リサイクルできないものは最終的には埋立てということになると思うのですが、そういった部分では、処理事業者の技術力、ノウハウというものが非常に重要になってきます。県としては、実

際に処理する事業者や、市町村だとしても、その技術の水準を上げていくとか技術を根付かせるということを、事業者あるいは協会とも連携して取り組んでいこうと考えています。

**(高木委員長)**

まさにおっしゃるとおりだと思います。先日、産総研の太陽光発電の専門の方とお話をしたとき、今おっしゃった問題について、パネル処理は簡単、色々な家電製品をリサイクルすることに比べると非常に単純な構造であり、形状もほぼ決まっているし、これのリサイクルは何も問題はありませんと簡単に言い切っていて、理屈ではそうだろうなと思いつつながら実際問題としては1社しかないわけではないし、色々な会社が色々な形のパネルを作っているわけですし、実際に処理をする段階では色々な問題が起きるだろうなと思いつつながら聞いていました。ただ、産総研の方なので、彼らの意見は国策には入ってってしまうわけですから、それはもう簡単だというのが前提に国策は決まっていくでしょう。ですが、実際に処理するのは事業者や市町村ということになってくるわけだから、事前にきちんと準備をしていただければと思います。

はい、他に何か。

**(大島委員)**

今の太陽光パネルですが、今回追加され、町としてはありがたいと思いましたが、伊東課長の説明で、事業者の方たちの技術、知識を推進していただけるということは町としてもやはりありがたいですし、大きな太陽光施設がけっこう町にできて、今でも問い合わせ等もあり規制をしたりしながらやっていますが、いつかくる廃棄の時には地域の皆さんも心配をしていますし、町としてもやっていかなければいけないということで、県でこのように書いていただくと非常にありがたいと思いましたが。

**(磯貝委員)**

3ページですが、SDGsによる施策の推進ということで、SDGs登録認証制度における県内企業の現況に関して少し触れておいた方がいいと考えます。

**(伊東参事兼課長)**

はい、ありがとうございます。この廃棄物処理計画を実行していく中で、産業界でありますとか、処理業の業界であるとかそういった皆様方の御協力なくしては計画を進めていくことはできませんので、そういった意味で磯貝委員からも御指摘のありました点につきましては、どういった形で載せるかはこれからですが、コラムでそういった認証制度の紹介をするとか、その辺についてはお任せをいただいて何らかの形で

触れていけるようにしていきたいと思います。

**(磯貝委員)**

よろしくをお願いします。

**(高木委員長)**

先ほども申し上げましたけれども、今日は全体の一つの区切りでもありますので、御出席の皆さん全員から何か御意見いただけたらと思っています。

最終的には、白黒印刷ですか、カラー印刷ですか。

**(桜井課長補佐)**

一応カラー印刷を予定しています。

**(高木委員長)**

なぜそれを言ったかという、今3ページのSDGsに関しては色が厳密に決められているから。また、後ろの方でコラムがいっぱい載っているのですが、タイトルの帯の色が強力でカラーの写真はいいのですが、茶色の表題と緑色の塗ってあるところの色が強すぎて。完成形はこのままではないですね。

**(桜井課長補佐)**

そうですね、全ページがカラー印刷できるかはわかりませんが、このまま印刷する訳ではなく業者校正した上で印刷したいと思っています。しっかり見ていただけるような形にしていきたいと思います。

**(磯貝委員)**

21ページの円グラフの中の有機性汚泥というところですが、有機性ということに限定したのはなぜですか。ここだけ有機性汚泥ということで、一般の県民の方にちょっとわかりづらいなところがあって、単なる汚泥ではいけないのか。特に法律の区分の上で定められていることは無いとお伺いしたのですが。

**(高木委員長)**

次のページの22ページのところは無機性汚泥となっています。

**(桜井課長補佐)**

まず、21ページの表については、リサイクルの物を示していて、有機性汚泥いわゆる下水道汚泥みたいなものにつきましては、脱水をして土壌改良剤等に用いられるなど

一般的にリサイクルされやすい物としてこの割合を占めている状況になります。一方、22 ページは、最終処分量の中の 4 番目で無機性汚泥が出てきますが、こちらは脱水しても最終的に埋立処理されているものが多くある状況です。

**(高木委員長)**

だから、汚泥の中で有機性の物と無機性の物があって無機性の物は最終処分される割合が高いし、有機性の物は再生利用されやすいからということですね。

**(磯貝委員)**

ありがとうございました。

**(中村委員)**

はい、中間報告案の内容については細かいところで若干修正した方がいいところもあるのですが、大枠ではこの内容で十分だと思います。この後、パブリックコメントなどで公表していくと思いますが、この状態で公表することになるのでしょうか。

**(桜井課長補佐)**

はい、本日いただいた御意見の修正等を行った上で、こちらをパブリックコメントに出していく予定です。

**(高木委員長)**

コラムまで含めて。

**(桜井課長補佐)**

はい、資料 4-3 の形で。

**(中村委員)**

意見を県民の皆さんからいただくには当然すべての資料をここに載せてということだと思うのですが、先ほど言葉遣いとかそういったところで専門的な言葉というのが中にはありました。私もこういう業界にいても全て理解できるかというところちょっと難しいところがありますので、これで意見等をいただいて最終的に県民の皆さんに告知をする段階の時には極力概略版で皆さんに告知できるような内容のもので進めていただくといいのかなと。県民の皆さんに理解してもらわないといけないことだと思いますので。この中間報告案についてはこれで十分です。

#### (磯貝委員)

総論のところですが、この問題というのはグローバルな問題、つまりはEU から始まっているところもあって、もう少し世界の動きがわかるような情報を入れていただいて、今こういう状態なので、こうしなければ皆さん大変ですよとか、県民のみなさんに危機意識を感じていただけるようなもう少しインパクトを出せないかと。非常にアバウトな意見なのですが。例えば中国とか東南アジア諸国ではプラスチックごみの輸入を禁止し始めていますし、それはバーゼル条約の枠組みということのなかでの動きでもあり、県民の皆さんに日本以外の動きも知っていただくのもいいかと。特に図でもグラフでもいいのですが、国際動向に関する動きを知って頂くような情報があればいいかと思っています。他県に行くとか大阪のブルー・オーシャン・ビジョンとか、そういった国内の先進的な動きも触れていただくことも検討されてもよいかと思います。

#### (高木委員長)

プラスチックの問題が最近ものすごく取り上げられていることの一つは、海が汚れているというのがだんだんわかってきて、ありとあらゆる魚と貝などを調べてみるとマイクロプラスチックがほとんど全ての個体に入っていて驚くべき事態だと。これまでは日本で使わなくなったプラスチックを海外で輸入をしてくれて、彼らが彼らなりの利用をしてくれていたのだけれど、それができなくなって止まってしまって、日本でそれが大量に余っているというようなことになって、これはまずいよねということになって、そういった流れについても触れたほうが良いのではないのという話です。が、今言われてそれに対応する案を事務局がここで考えるのは無理なので、趣旨はお分かりになったと思いますので、その趣旨に合わせたものをどこまで短い時間で書けるのかというのを御検討いただいて。

#### (伊東参事兼課長)

はい、磯貝委員からの御指摘はごもっともだと思いますし、委員長からも助け船を出していただきました。すぐに今のを踏まえて修正したものをお出しできるかは時間的に難しいのですが、今回これで中間報告を取りまとめまして11月17日に環境審議会に高木委員長の方から中間報告していただいて、更にはパブリックコメントという中で、環境審議会やその後のパブリックコメントでも色々な御意見をいただく中で、そういうものを踏まえこの中身が変わっていく可能性が十分にあります。委員の皆さんにも、パブリックコメント後にもまだ御審議をお願いするつもりでいます。市町村からも色々な御意見をいただく場面もありますので、そういった諸々含めてまた中身が変わってくるものですから、そうした中で今伺った御意見含めまして、もう少し県民の人にもこの計画がなぜ必要なのかということが、もう少し世界の背景ですとかそ

ういったことも交えながら、なるほどこういったことも大事なのだなということが県民の皆さんに理解されるように少し工夫をしていきたいと思っています。

**(高木委員長)**

はい、ということで、11月17日の環境審議会の報告には間に合うか間に合わないかはともかく、最終的なものについては何とかできるだけの対応をしていただけるかと思います。まだ御発言の無い方よろしくお願ひしたいのですが。

**(美谷島委員)**

はい、概要のところ、計画の趣旨で3つの計画を1つにということで進められているのですが、私も関りのある食品ロス削減推進計画とごみ処理広域化・集約化計画と3つを1つにということで、本文の中でどういうふうに出ているのかなど。見落としていたらすみませんが。

**(桜井課長補佐)**

資料の4-3、全体版の2ページに計画の位置付けとして書かせていただいでいて、上段の方に廃棄物処理法に基づく法定計画として、その下のところに食品ロスの削減の推進に関するものとごみ処理の広域化・集約化ということで記載しております。

**(美谷島委員)**

関連して位置付けていくということで、意外とここに大きく出ているという割には本文中どういう形で関連していくのかなど。

**(桜井課長補佐)**

本文中ということでは、4ページでも図示したとおり、食品ロスの関係でいきますと食品ロス削減推進法、基本方針があつてという形になります。また、その食品ロスを削減していくということは廃棄物の削減というところとも関連していくという形でこのような形で図示をしています。

**(美谷島委員)**

実現のことはこれと併せてということですね。

**(桜井課長補佐)**

はい、食品ロス削減推進計画は処理計画と併せて5年間としています。

**(美谷島委員)**

わかりました。あと国際的な話もあったのですが、もしかしたら今の時代、SDGsの説明が3ページのこれだけで済んでしまっているのか、今大きな流れとしてSDGsの枠の中にどういうふうに位置付けていくか計画を見えるようにしていくことが大切だと思います。ただ加えただけみたいな形なので、もっとSDGsに本気で取り組む、SDGsは環境問題が一番大きいので、その辺のことをやっていかないとたぶん今関心がなかなか上がっていかない、取組が進まない、大きな目標すぎて、実際何しているのかわからないというので、じゃ関係ないわということで、とりあえず端に寄せられて目標だけが掲げられているという。今の段階になってそういうことをいうととても失礼なのですが、先ほどの登録認証制度云々よりも、それも大切ですが、本当にこの辺りの説明、SDGsの取り扱い方をちょっと工夫して、廃棄物をどう減らしていくかということが環境を守るということに大きく関わっていくのだということをもっと大切にできないかと思っています。

**(高木委員長)**

例えばこの3ページのSDGsの17のゴールがたぶんそこから出てくるわけですが、コラムで一つSDGsとは作ってこの計画とSDGsの関係についてもそこでちょっと触れるようなことがあればいい、というようなことですよねきっと。

**(窪田委員)**

本文の4ページに、SDGsのこういうところに該当しますよという図示していただいています。先ほどこれは第6期とか、2050ゼロカーボンはこちらからとかおっしゃっていましたが、例えばコラムのところでこれは何番だよというのは難しいのかもしれませんが、紐付けた表示、例えばここにこのアイコンを置いてこういった活動の1つなんだとか、これから具体的に施策を考えていく中でSDGsのどれに該当するのかなど、私たちは普段こういうのを聞き慣れているのですが、SDGsの施策って何となったとき、こういうことをすることによって貧困をなくすことにつながるとか、安全な水につながるとか、目で見てわかりやすくした方がいいのではと思いました。

**(桜井課長補佐)**

貴重な御意見ありがとうございます。4ページに関係するであろうSDGsのゴールをピックアップし、概要版にも入れてあるのですが、説明が不足しているのではと言われるとそういったところもあるのかなと少し反省しているところです。委員長からも話がありましたがコラムという形での掲載など、そういったことも考えていければと思いますし、本文中のアイコンの掲載の話は内部検討で話は出たのですが、どうしても廃棄物分野だとゴール12だけとは限りませんが、限られたアイコンが増えてしまう

かと。そうすると違いが見えてこないこともあるため、そこは工夫をさせていただければと考えています。

**(高木委員長)**

すべての関係することを書いていったら、しつこくなりすぎて、確かに12番がやたらに多くてみたい形になってしまうのではないかと。SDGsは17のゴールと、169のターゲットの一番根本思想に、誰一人取り残さない、という文言があってそれが一番重要なので、SDGsについて説明される時には、最終的には誰一人取り残さないというのがあってそれを達成するために17のゴールがあるという、正確な文章をお願いします。それがないと何のためのSDGsなのかわからなくなってしまうので。

**(磯貝委員)**

4Rという形、長野県だけですよね、きっと。国との整合性とか、大丈夫かな。

**(高木委員長)**

リプレイスという言葉は県議会で決めるに当たって、何かを参考にしているのだと思うのですが、違うのですか。

**(磯貝委員)**

この前大阪で環境省の方にご講演を聞いたところでは、「3Rのさらなる推進」とおっしゃっていましたが。

**(伊東参事兼課長)**

環境省では前回までお示ししていた3R+Renewableということで、4Rという言い方はしていませんが、今回の脱炭素社会づくり条例は、4Rということ全面的に押し出し、全会一致で決成立しました。先ほど資料1で条例の概要についてお示しましたが、これは議会側が今回、ゼロカーボン条例の概要版として作ったものをそのまま使わせていただいたのですが、条例の特徴の中に4Rの推進というように言っているものですから、やはり私ども条例を踏まえて4Rの推進としていこうと。今磯貝委員おっしゃるとおりなかなか馴染みがないということと、他県も4Rと使っているところがあるのですが、4Rの4つ目のRが、リフューズがあったり、リペアがあったり都道府県によってまちまちなのですね。3Rの次にくる新しいものということだけでこう4Rというのを使っている都道府県があります。そういう中で長野県は、条例も踏まえて4つ目のRはリプレイスでいくということにさせていただいていますので、計画を県民の皆さんにお伝えしていく中で、4番目のRは何かということをしつかりとお伝えていくことが、これから私どもがやらなければいけないことだと思って

います。

**(磯貝委員)**

ところで、この案の中に「ライフサイクルアセスメント (LCA)」という言葉が出てこないということで、つくる責任つかう責任というところからすると、必要ではないでしょうか。

**(高木委員長)**

概念としてはそういうような概念だし、パッとどこだったか入れられるかわからないのですが。

**(伊東参事兼課長)**

貴重な御意見をいただきました。まさに、今磯貝委員もおっしゃるように、私どもだけでどこの場面でそれを表現していったらいいか正直今すぐにお答えができないのですが、ポイントで各部局に意見照会をさせていただいていますので、こんな御意見いただいたという中でこの計画の中にどこで表現していくかが一番正しいのかアドバイスいただきながら何らかの形で表現をしていきたいと思えます。

**(磯貝委員)**

ありがとうございました。

**(高木委員長)**

概要のところにキャラクターの絵がありますよね。このキャラクターの女の子以前の計画の時に使ったのですが、髪の毛が3つあり、3Rなのですよね。確かこの絵は県庁の職員のどなたかが描かれたと聞いているのですが、可能なら4Rにしていけたら、可能ならでいいです。

前回、この女の子あっちこっちに出ていたのです。いいのが出ていたということで。

**(宮澤委員)**

はい、コラム等前回から追加していただいて、全体的な柔らかい用語というものを使って、取組もイメージしやすくなって大変いいと思えます。今お話聞かれますと4Rもリプレイスもなかなかまだイメージしにくいというのもあつたりしますので、コラムも県内の事例で挙げていただいているのですが、他県のもの等イメージしやすいもの等があれば追加していただければ大変分かりやすいですし、字句についてもカタカナの字句が多くて専門的なものがありますので、先ほどの注釈を入れていただく

と、これを見てこういう意味なのかとそういう勉強にもなるので、そのようにしていただければ大変ありがたいと思います。

**(桜井課長補佐)**

はい、私ども条例制定でというのもあるのですが、やはり国の計画と用語が合っているかといったところも気になりましたので、例えば71ページをお開きいただきますと、今までRenewableとしていたものを代替素材への転換リプレイスとさせていただきますが、脚注を入れて国のRenewableと同義語であるといった形で誤解のないような形をとればと考えておりますので、また御助言等いただければ大変助かります。

**(高木委員長)**

県議会はリプレイスと決めて条例作たんですよね。県の部局としてこれはRenewableだと言うわけにはいかないもので、方向性は分かった上でリプレイスを使っても誤解が無いようにというのはできることだと思いますので、今のお答えになるのかなと思います。あとはどうでしょう。大体よろしいでしょうかね。

とかくこういうのは時間をおいて見てみるとそういえばこの視点が抜けているよねというような事ってあり得るので、最終的にはパブリックコメントを受けて、あるいは環境審議会等で御意見いただいて、それをもとに最終案を作っていくわけですから、その前であれば直すべきものは直せます。気が付いたらなるべく早めに、特にこういう視点がちょっと抜けているみたいな話や、さっきのSDGsもこれだとちょっとわかりにくいみたいなことも、作っている本人はなかなか解らないので、そのようなことがあれば早めにいただけたら。それを受けてどうするかは事務局に任せることとなりますが、ここだったら皆さんと審議してそれはそうだねということだったら直していただけるということで、あとで皆さんが個別に挙げた問題は100%対応するとは限りませんが、パブリックコメントと同様にちゃんと対応していただけるので、もしあれば早くということで、だいたいよろしいでしょうかね。

**(磯貝委員)**

「リプレイス」ですけれども、花王が「4R」という中で使っています。

**(高木委員長)**

それでは、今日審議した内容を踏まえた計画案を中間報告案とさせていただきますよろしいでしょうか。

また、今後、中間報告に向けての精査において、修正が必要なものについては、一応私に一任という形をとらせていただきます。中間報告案としてという意味ですが。

その後出てきたものについては最終的な方で検討するという事です。

中間報告の取りまとめに当たってこれまでの審議内容を整理して審議会で説明をするということがございますので、今から読み上げますのでお聞きいただいて特に違和感がないかどうか、もしあれば御指摘いただいて今なら間に合うということになりますので、読み上げさせていただきます。

本日の審議を含め、これまで4回の専門委員会を開催しました。

第1回の委員会においては、廃棄物の現状、市町村等における取組の状況、第4期計画の進捗状況、第5期計画の第1章から第2章第1節までを審議しました。第1章の総論では、気候変動や海洋プラスチック問題など、我々を取り巻く現状を共有し、この計画で重点的に取り組む方針を明確にしました。

第2回の委員会においては、計画の第2章第2節から第4章まで、目標値の検討から始まり、県・市町村・事業者・県民の役割の明確化、リデュース、リユース、リサイクル、リプレース、環境教育、食品ロスの削減など具体的な施策内容について検討を行いました。

第3回の委員会においては、計画の第5章から第6章まで、廃棄物の適正処理の確保や不法投棄等の防止、長期的取組として、ごみ処理施設の広域化・集約化計画、地域循環共生圏の形成、2050ゼロカーボンに向けて廃棄物分野における取組内容について検討を行いました。

そして、今回の第4回の委員会においては、これまでの議論を踏まえ、計画全体の確認及び修正を行い、計画の素案が概ね出来上がったところです。

第5期計画においては、第4期計画に引き続き、リデュース、リユースの2Rの取組を意識し、リサイクルを加えた3Rに取り組むとともに、この10月に施行された長野県脱炭素社会づくり条例における持続可能な資源への転換という意味のリプレースを加えた4Rに取り組む、引き続きごみの減量を図っていくこと。

また、海洋プラスチック問題や気候変動、新しい生活様式の実践といった課題に対し、県を始め、市町村・事業者・県民が一丸となって取り組むこと。

さらに2050ゼロカーボンを見据え、温室効果ガスの削減やエネルギーの効果的な利用に務め、低炭素社会の実現に廃棄物分野で取り組むこととしています。

計画の体裁については、県民の皆さんにもできるだけ見ていただけるよう、平易な文面に務め、コラムも多く取り入れました。

以上、これまでの議論を踏まえて、第5期計画の中間報告に向けて、整理したいと思いますが、御意見があればいただきたいと思っております。

以上これまでの議論を踏まえて、第5期計画の中間報告に向けて整理したいと思いますが、だいたいそれでよろしいですね。

それでは、以上で本日予定していました議事内容は全て終了いたしました。皆さんの御協力ありがとうございました。

以上をもちまして、議長の務めを終わらせていただきます。

**(司会：若林廃棄物対策幹)**

高木委員長、ありがとうございました。

最後に今後の日程確認をさせていただきます。

本日御審議いただいた中間報告案につきましては、来月 17 日に開催されます長野県環境審議会において中間報告を行います。その後、パブリックコメントを挟み、次回の専門委員会にて修正案の確認、最終報告案を御審議いただく予定です。

次回第 5 回の専門委員会は来年 1 月 12 日、火曜日の午後 1 時 30 分から本館の 3 階の特別会議室を予定しています。

以上をもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。